

訓点資料としての『文選』における 文選読みの表記形式について

渡辺さゆり

1、はじめに

漢文を訓読する際の訓法の一種に文選読みがある。これは『詩經卷頭』の「閑々雎鳩」を「クワンクワントヤワラギナケル、ショキウノミサゴ」と読むように字音と和訓の両方で読む訓法のことであり、難解な漢語を平易に解釈しようとした結果生じた訓法とされ、『文選』をはじめ諸種の資料に例を確認することができる。^{*1}

築島（1965）によると、図書寮本類聚名義抄は引用原典からの引用態度が非常に忠実であることが明らかな古辞書であるが、この中に多くの文選読みが認められ、文選読みが確認できる引用原典の一つとして『文選』が存するとしている。^{*2}また『文選』についてはその訓点本が引用原典と考えられ、平安時代の漢籍訓点資料が数巻しか現存していない状況で図書寮本類聚名義抄に『文選』を原典とする文選読みが存することは、当時これらの訓点本に文選読みが存したことの証拠となり、図書寮本類聚名義抄は重要な資料と位置づけられるとする。さらに『文選』の文選読みは中世にも広く行われており、現存する中世に加点されたとされる訓点資料から、これらの文選読みが古く平安時代まで遡るものであることが図書寮本類聚名義抄によって実証されるとしている。

では、『文選』の訓点資料中に認められる文選読みは、実際にどのような形式で表記されているのだろうか。漢語を字音と和訓の両方で読むという文選読みであるが、表記に関して何らかのルールは存したのであろうか。

本稿では、院政期と鎌倉期、及び中世末に加点された三種の『文選』訓点資料について文選読みが行われている箇所を調査し、その表記形式を明らかにした上で各資料ごとの特長を比較検討することとする。

なお、本稿で使用した三種の『文選』訓点資料と使用テキスト及び加点年代

は以下の通りである。また調査の対象としたのは『文選』卷第二「三都賦序」^{*4}「蜀都賦」である。

a. 宮内庁書陵部蔵文選卷第二院政期点（以下、書陵部本）／無注本

使用テキスト：宮内庁書陵部蔵文選卷第二院政期点マイクロフィルム（原本調査済み）

尚、所在の記載は、山崎（1983）所収書陵部本影印に付与された行数を使用した。

加点年代：「書写年代及び加点年代については識語等を書くので明らかでないが、小林芳規氏の推定のよると訓点は院政期初期の加点とされている。ヲコト点は「古紀伝点」と推定され、訓法は菅家のものを伝えている。」（山崎（1984）より）

b. 東山御文庫蔵（九条家旧蔵）旧鈔本文選（以下、九条本）／無注本

使用テキスト：慶應義塾大学付属研究所斯道文庫所蔵マイクロフィルム
尚、所在の記載は、上記マイクロフィルムの行数（「三都賦序」（タイトル行）を1行目とする）を使用した。

加点年代：「<卷第二識語>正慶元年（1332）大呂五日書寫終之了」
「散位藤原師英」同廿三日写墨点同勘物了「師英」同夜半
朱点畢「師英（朱）」

c. 明州刊本六臣注文選（足利学校遺蹟図書館蔵）（以下、足利本）／六臣注本

使用テキスト：『足利学校秘籍叢刊第三』、汲古書院、1974

尚、所在の記載は、『足利学校秘籍叢刊第三』の頁数を使用した。

加点年代：「『足利本文選』は北宋版で六臣注最古の刊本である。
永祿三年（1560）、北条氏政から足利学校第七代の庠主九華、即ち玉崗瑞璵に贈られ、それに第九代の庠主三要、即ち閑室元佶が、天正十八（1590）年頃、朱墨点を加えた由緒ある書籍で、国宝に指定されている。」（柏谷（2003）より）

2、先行研究について

2-1 平安時代の文選読みについて

漢語を字音と和訓の両方で読む文選読みは、必ず先に字音語が立ち、次に助詞「ト」又は「ノ」が来て、「ト」の場合は属性概念を表わす語（動詞、形容詞、形容動詞）、「ノ」の場合には実体概念を表わす語（体言）が続く形式を有している。

- ① 字音語—「ト」—和語（属性概念を表わす語）
- ② 字音語—「ノ」—和語（実体概念を表わす語）

平安時代の訓点資料における文選読みについて、築島（1965）^{*5}では以下のような特長を述べている。

- (1) 文選讀に於ては、字音語に重點があつて、和語は從の位置に在る。一般に古訓點本の文選讀の表記の形態を見ると（中略）字音は漢語の眞横に附いてゐるのに、和語は下の隅の方にせせこましく、しかも字音に續けてその下に書續けてあるのが常である。
- (2) 字音語を大きく和語を小さく記すといふことから當時の加點者の意識に在っては、和語は附けたりで、字音語の方が主であったと推測されるのである。語構成を文法的に見るならば、（中略）字音語の方が修飾語で、和語の方が被修飾語となるわけであるから、文法的には和語の方を中心と見るべきであるけれども、加點者の意識は、恐らくこれとは逆であつて、字音語の方に重點を置いてゐたと考ふべきであらう。
- (3) その漢字の字音を音讀することが出來ると同時に、それに對する和語を知ることが出來て、漢文の理解には、大變好都合であつたと思はれる。けれども一方では、このやうにすると、さらでだに狭い行間に音訓兩方を書込まねばならない爲に、非常に窮屈で煩はしかったに違ないし、又、難解な漢語は、それに對應する語義の解釋は、別に本文に挿んだ割注などの注や音義や辭書などでも處理し得ることであり、又實際に處理されて來たわけである。從ってこの文選讀がさほど廣範圍には行はれずに終つたことは、便利さの他面に相當の不便が存する爲でもあつたのであろう。又、このやうな難解の語句を音讀せずに直ちに和語でよむことは當時の一般の訓讀の習慣として容認されないこ

とでもあった。

以上より平安時代の訓点資料では、本文を字音語で読むことが主たる行為であり、和語は意味を理解するために付与された情報であったことがわかる。表記については字音語が本文の真横に記載され、和語は字音語に続く形でせせこましく書かれているとある。また訓点資料の狭い行間を考えると多くの情報を書込むことは不便であり、当時は文選読みそのものがあまり広範囲に行われていなかつたであろうとの指摘がなされている。

2-2 中世の文選読みについて

次に中世における文選読みについては、抄物の文選読みに関し寿岳（1953）に詳しく述べられている。その内容は以下の通りである。

- (1) この本文訓読は平安時代には理解そのものを目的としたものであったが、抄物期に於てはそれが固定され、既に与えられた存在にすぎなくなっている。準本文となっている。解釈、即ち「抄」はその本文と訓読とを含めたものに対して行われるのである。
- (2) 抄物に於ては文選読が本文の訓として存在するのは、よほど伝統的なものに限られるのであり、むしろ当時の傾向としては、本文の訓読には「文選読」はあまり用いないようである。（中略）その大多数が本文の解釈乃至は通釈の場合に於て、（中略）使われている。
- (3) 文選読は訓点用から注釈用へと変質している。

以上より、中世における抄物の訓読は実際に加点者が内容を解釈するというよりも、前時代の固定化された解釈をそのまま踏襲して表記しており、既に与えられた存在になったとしている。また文選読みも漢文訓読における一種の訓法として行われたのではなく、伝統的な読み方をそのまま表記した傾向があるとしている。漢文訓読の伝統性・保守性が認められると考えられよう。

2-3 漢籍訓点資料における文選読みの表記形式について

宇都宮（1987）では平安・鎌倉時代の文選読みと室町時代の文選読みについて、それぞれ該当する漢籍訓点資料を調査し、文選読みの表記形式について比較検討を行っている。

平安・鎌倉時代の漢籍訓点資料として猿投神社蔵『文選』弘安五年（1282）点と正安四年（1302）点の加点状況を調べ、以下のような指摘を行っている。

- (1) 弘安本では主として本文の右傍に一行書きされているのに対して、正安本では、字音読みは本文の右傍、訓読みは左傍に付されている。
- (2) 正安点では、「ト」が落ちていることが多い。弘安本と比較することによって、もと文選読であったことが判明する。
- (3) 正安点では文選読の「ノ」が落ちていることが、弘安本との比較によって判明する。
- (4) 正安点では文選読でないのに、弘安点では文選読である。

上記の結果から「弘安点の方が、正安点よりも平安時代の文選読の姿を忠実に留めているようである。即ち、文選読の右傍一行書きは、平安時代の表記法に一致することは、先の築島博士の御論考によって明らかであるし、これに対して正安点の左右二行書きは後世に新しく起ったものであって、右の例によつて、大体、十四世紀初頭頃（鎌倉時代末期）には起っていたことが理解できる。」とし、さらに「弘安点に於ては、平安時代の文選読の二種の形式上の区別が保たれていたことが明らかになるし、その「ト」「ノ」が、後世はとかく脱落しがちであったことが正安点から理解できる。そして、遂には平安時代の文選読が、鎌倉時代には消滅する場合のあることが（略）明らかである。」としている。

次に室町時代の訓点資料として『遊仙窟』の現存最古の写本である醍醐寺本『遊仙窟』康永三年（1344）点、それに次ぐ真福寺本『遊仙窟』文和二年（1353）点、および陽明文庫本『遊仙窟』嘉慶三年（1389）点の三本における加点状況を調べ、次のように述べている。

一行書きか左右二行書きかを見ると、醍醐寺本は（略）『文選』正安点より後出のものであるから、当然左右二行書きが見られ、又、一行書きも混在しているが、次の真福寺本の場合は、比較的よく一行書きが保たれており、又、陽明文庫本も真福寺本によく似ているというように、点本によって相違があり、必ずしも一律ではないようである。

さらに、醍醐寺本で文選読みになっている和訓が、慶應義塾図書館蔵双注本室町末期頃古写本では本文に直接付されている例や、文選読みにせず音読みとしている例を上げ、文選読みが後世には衰退していくことが窺われるとしてい

る。

以上より、平安時代の文選読みは一般的に本文右側に字音注が書入れられ、その下に和訓が小さく記載されていたが、中世になると本文左右に内容が記載されるという新しい形式が生じたことがわかる。しかし訓点本によって表記形式は異なり一律でないことや助詞「ト」「ノ」の脱落も増えているとの指摘もあり、文選読みそのものが衰退していくのではないかとしている。

2-4 足利本『文選』の文選読みについて

足利本の文選読みについて、柏谷（2003）では次のように述べている。

文選読約1700例あるが、これを十三世紀末交点の『九条本文選』の文選読みと比較すると（中略）時代が下るとともに文選読が多くなると言はれるが（中略）足利本の各賦で減少している。そして、九条本と足利本の共通例は、足利本の凡そ90%を占めるので、（中略）足利本の文選読は、九条本のそれを受け継いでゐる。九条本の訓点は「おおむね藤家・菅家の訓法に基づきながらも大江家の訓をも取り入れ」（中村宗彦『九条本文選古訓集』）たものである故、足利本の文選読は、平安朝の訓法を受け継いでゐると見られる。

柏谷（2003）では足利本の文選読みについて九条本との比較を行っている。時代が下がるとともに文選読みの数が減少しているとの指摘は、宇都宮（1978）と共に通する指摘であろう。また足利本に存する文選読みは九条本を受け継いだ内容であるとの指摘もされている。『文選』の訓読内容が伝統的に保たれている例であると考えられよう。

3、『文選』における文選読みの表記形式について

上記の先行研究を受け、書陵部本・九条本・足利本における文選読みの表記形式について調査を行った。その調査結果は添付資料＜表1：諸本文選読み一覧表＞の通りである。この表をもとに、書陵部本・九条本・足利本における文選読みの表記形式について、以下に特長を述べることとする。

3-1 書陵部本の表記形式

今回の調査において書陵部本では39例の文選読みが認められた。すべて助詞「ト」を介し属性概念を表す和語を伴う例で、助詞「ノ」を介し実体概念を表す和語を伴う文選読みは認められなかった。

この39例について1. 和訓（右注）、2. 和訓（左注）、3. その他に分類し以下に詳細を述べる。なお、必要に応じ音合符、声点の加点状況についても付言する。

3-1-1 和訓（右注）

和訓が右注にだけ表記されているのは39例中22例である。

- (1) 368「離々」は、助詞「ト」をヲコト点、和訓「フサナレル」を右注として書入れている。字音注に関する書入れはないが、本文に音合符が認められる。このように助詞「ト」をヲコト点で示し、音合符が加点されている例は他に361「糺紛」、367「萋々」など8例存する。
- (2) 369「猗々」は、助詞「ト」をヲコト点、和訓「ウルハシ」を右注として書入れている。字音注に関する書入れはないが、本文に音合符が認められ、さらに「猗」に声点が加点されている。このように助詞「ト」をヲコト点で示し、音合符や声点が加点されている例は他に374「彪炳」、450「覩莊」など7例存する。
- (3) 393「艶熾」は、助詞「ト」をヲコト点、和訓「アカウシ」を右注として書入れている。字音注に関する書入れとして「艶」に「キョク」が右注として存する。また「艶」「熾」ともに声点、さらに音合符も加点されている。このように字音注を右注として表記、助詞「ト」をヲコト点で示し、音合符や声点が加点されている例は他に394「郁毓」など4例存する。なお、420「津潤」は助詞「ト」をヲコト点、字音注「シム」と和訓「ウルヒ」を右注として書入れ、音合符も加点されているが、声点が存しない孤例である。
- (4) 382「幽藹」は右注として字音注「アイ」と和訓「サ（カ）リニシ」が存するが、助詞「ト」がヲコト点とカナで重複表記されている例である。

3-1-2 和訓（左注）

和訓が左注にだけ表記されているのは39例中11例である。

- (1) 361「欝」、362「巍々」は左注としてそれぞれ「サカリ」「タカウシ」と和訓が記載されている。助詞「ト」はヲコト点で表記されている。「巍々」に音合符が加点されているが、2例とも声点は加点されていない。
- (2) 322「猗々」には左注として和訓「サカナルヲ又ウルハシキ」、411「漠々」には左注として和訓「モシヌ又サカリ」が存する。「猗々」「漠々」とも助詞「ト」はカナで表記され、助詞「ト」に続く形で和訓が表記されている。このように助詞「ト」がカナで表記されるのは365「沛」、405「葦蔓」など6例存する。
- (3) 401「灌橐」は左注として和訓「アツマリ」が表記されているが、助詞「ト」はヲコト点とカナで重複表記されている。他に404「布濩」、411「油々」、455「叛衍」も助詞「ト」がヲコト点とカナで重複表記されている例である。

3-1-3 その他

書陵部本にはその他に、漢語の左右に和訓が複数表記される例など複雑な表記形式を有する場合がある。例えば479「紛泊」は和訓「トヒハシリ」と「トヒアカル」がそれぞれ右注、左注として表記されている例である。また498「卓犖」は和訓「コエスクレ」「スクル」が左右に表記される他、字音注「ラク」が右注として存する。書陵部本における表記形式の多様性が窺われる例である。

3-2 九条本の表記形式

今回の調査において九条本では38例の文選読みが認められた。書陵部本同様すべて助詞「ト」を介し属性概念を表す和語を伴う例で、助詞「ノ」を介し実体概念を表す和語を伴う文選読みは認められなかった。九条本の表記形式は38例中37例において和訓が右注として記載されている。また残りの1例は和訓が左側と右側に表記されており、左側だけに記載された和訓は存しない。文選読みを形成する助詞「ト」はすべてカナで表記されており、「ト」のヲコト点表記は皆無である。助詞「ト」は2例を除き朱筆であり、「ト」に続く形で和訓が表記されている。

例として044「離々」は右注として「トフサナ」が存するが、助詞「ト」(朱筆)^{*6}に続いて和訓「フサナ」が記載されている。「離」に声点が加点され、また左注に漢文注「茂盛兒」が存する。045「猗々」は右注として「トウルハシ」

が存する。この例も助詞「ト」に続く形で和訓「ウルハシ」が記載されているが「ト」は墨筆である。「猗」に声点が加点され、左注として漢文注「皆光色兒」が存する。

このように九条本の表記形式は2例のみ墨筆で助詞「ト」が表記されているものの、原則として右注に朱筆で助詞「ト」及び和訓が表記されるという統一性が認められる。また左注に漢文注が記載される例が多く存するのも九条本の特長である。

3-3 足利本の表記形式

足利本では36例の文選読みが認められた。足利本もまた、すべて助詞「ト」を介し属性概念を表す和語を伴う例で、助詞「ノ」を介し実体概念を表す和語を伴う文選読みは認められない。足利本の表記形式について(1)和訓(右注)、(2)和訓(左注)に分類し以下に詳細を述べる。

(1) 和訓(右注)

足利本において和訓が右注として存するのは36例中、次の2例だけである。319「梶梶」は和訓「モクシ」が右注として書入れられ、助詞「ト」はヲコト点で表記されている。「梶梶」には音合符と声点も存する。328「崢嶸」は和訓「タカクサカシキ」が右注として、助詞「ト」はヲコト点で表記されている。「崢嶸」に音合符は加点されているが声点は存しない。

(2) 和訓(左注)

上記3例以外はすべて和訓が左注として存する。また助詞「ト」もすべてヲコト点で表記され例外はない。例として309「離離」は和訓「フサナレル」が左注として存し、助詞「ト」がヲコト点として表記されている。「離離」には音合符と声点の加点も認めらえる。なお、315「草昧」、323「壠堯」、331「奇譎」には右注にカナによる字音注表記も存する。足利本で字音注と和訓の併記が認められるのは3例だけであるが、その表記圭形式はすべて字音注が右注、和訓が左注である。

3-4 表記形式の特長について

書陵部本・九条本・足利本における文選読みの表記形式について、全体を通してその特長をまとめることとする。訓点資料において文選読みが行われているか否かを判断する手掛かりとして重要なのは、助詞「ト」「ノ」の存在であろ

う。宇都宮（1987）では助詞「ト」「ノ」が脱落している場合も、複数の訓点資料を比較することによって文選読みを認定していたが、本稿では助詞「ト」「ノ」がなければ「字音と和訓の両方で読む」という文選読みの定義に沿わない訓法であると考え、助詞「ト」「ノ」が存在することによって文選読みが成立すると考える。今回の調査では、書陵部本・九条本・足利本ともに助詞「ノ」の存在を確認することができなかった。つまり「ノ」を介し実体概念を表す和語を伴う文選読みは存せず、すべて助詞「ト」を介し属性概念を表す和語を伴う形式の文選読みであった。

書陵部本では、助詞「ト」をヲコト点によって表記する文選読みが39例中32例存し、その中で和訓をカナで本文右側にだけ書入れる例は22例であった。ただし助詞「ト」をヲコト点で表記しながら本文左側に和訓を書入れる例も存することから、和訓の書入れ箇所が固定されているとはいえない。注釈を行間に書入れる箇所はその他の反切注・類音注や、前後行における加点状況にも左右されることが考えられる。書陵部本では加点者が注釈を施す際に状況に応じた書き分けを行なっており、表記形式をすべて統一して書入れる意識は無かったものと思われる。

九条本では助詞「ト」が右注としてカナで記載され、且つ、2例を除き朱筆の書入れである。さらに九条本で確認できた文選読みはすべてこの助詞「ト」に続く形で和訓がカナで書入れられ、1例にのみ本文の左右に亘り複数の和訓が書入れられていたが、他はすべて右注として存した。書陵部本と比較すると九条本は表記形式に統一性が認められ、加点者自身の判断による状況に応じた書き分けは行われなかったと考えられる。また九条本では本文左側に漢文注が存するのも特長の一つである。漢文注は「茂盛兒」「光彩兒」のように「兒」を伴う場合が多いが、「艶色也」「栗皮開坼也」のように「也」を伴う例も存する。九条本はその本文中に存する書入れから六臣注本を参照したことは既に明らかであるが^{*7}、これらの漢文注も六臣注本を典拠として記載された内容であると思われる。

九条本における助詞「ト」について付言すると、実際の表記では助詞「ト」は和訓よりもやや小振りに記載されている。九条本の識語では朱点は墨点を書き加えた同日の夜半に加点されたものであり、加点者は墨点・朱点とともに藤原師英である。朱点によって墨点による加点内容に加筆が行われたことになるが、朱で書かれた助詞「ト」の表記もこの識語の内容を反映し、加筆されたものと

思われる。つまり典拠とした訓点本の内容を墨点、朱点ともに忠実に書写しようとした加点者の意識が窺える。このような書写態度を通して文選読みとすべき訓法も後世に継承されたのであろう。

足利本はヲコト点で助詞「ト」を示し、和訓はカナで左側に書入れられるのが原則である。和訓が右注として存する例もあるが、九条本と比較すると全体的に統一され整った表記形式が保たれている。足利本は十六世紀末の加点本であるが、すでに訓点を記入する行為そのものが伝統を継承することに重きを置くようになったと考えられる。

4、考察

書陵部本・九条本・足利本における文選読みの表記形式について各本の特長を比較した。これらの特長について先行研究に基づいて考察を行うこととする。

築島（1965）では平安時代の訓点資料における文選読みの表記について「一般に（中略）字音は漢語の眞横に附いているるのに、和語は下の隅の方にせせこましく、しかも字音に續けてその下に書續けてあるのが常である」と指摘していたが、院政期に加点されたと推定される書陵部本では、すでに字音注の加点はほとんど認められず、和訓の書入れも右注左注ともに認められ、文字の大きさも決してせせこましく記載されていることはなかった。築島（1965）ではさらに加点者の意識について和語よりも「字音語の方に重點を置いてゐたと考ふべきであろう」としているが、書陵部本において字音注がほぼ加点されていない状況を考えると、書陵部本における文選読みの字音語がどれだけ意識されていたかは疑問の残ることろである。

次に寿岳（1953）では中世の抄物における文選読みについて「抄物に於ては文選読が本文の訓として存在するのは、よほど伝統的なものに限られるのであり、むしろ当時の傾向としては、本文の訓読には「文選読」はあまり用いないようである」と指摘しているが、今回の調査で『文選』では本文の訓読において文選読みが行われたことが明確となり、築島（1965）で述べられていた通り『文選』の文選読みが中世にも広く行われていたことが改めて証明され、その訓法が伝統的であることが裏付けられたと考えられる。

宇都宮（1987）では平安・鎌倉時代の訓点資料として『文選』の猿投神社蔵弘安点本と正安点本を比較し、正安本（1302年加点）は「字音読みは本文の右

傍、訓読みは左傍に付され」、このような左右二行書きは「大体、十四世紀初頭頃（鎌倉時代末期）には起こっていた」と指摘している。しかし今回調査した九条本（1332年加点）では、助詞と和訓に関して右側一行書きが行われているので、十四世紀頃の表記形式が固定されていたことにはならないと思われる。宇都宮（1987）ではさらに室町時代の訓点資料である『遊仙窟』の醍醐寺本、真福寺本および陽明文庫本三本を調査し「一行書きか左右二行書きかを見ると、醍醐寺本は（略）『文選』正安点より後出のものであるから、当然左右二行書きが見られ、又、一行書きも混在しているが、次の真福寺本の場合は、比較的よく一行書きが保たれており、又、陽明文庫本も真福寺本によく似ているというように、点本によって相違があり、必ずしも一律ではないようである。」と指摘している。『文選』の場合も同様で、訓点本によって表記に対する意識に相違があり、一律ではないことが明らかである。ただしこの表記形式の相違点を単に加点年代の問題としてのみ考えるべきではなく、加点内容から明らかになる系統の問題を含めて考察すべきであろう。

最後に足利本の文選読みについて付言する。柏谷（2003）において「九条本と足利本の共通例は、足利本の凡そ90%を占めるので、（中略）足利本の文選読みは、九条本のそれを受け継いでゐる。」と指摘している。しかし今回の調査では、書陵部本と足利本の間で同じ特長が認められる例が存した。たとえば助詞「ト」であるが、書陵部本と足利本ではヲコト点による表記であるのに対し、九条本はすべてカナ表記であった。『文選』の文選読みそのものは伝統的に継承されたと考えられるが、足利本の文選読みが九条本を継承した結果か否かは、今後の課題と思われる。

5、まとめ

『文選』における文選読みの表記形式について書陵部本・九条本・足利本の比較を行った。書陵部本において文選読みに関する表記形式は、当該漢語に付する助詞「ト」をヲコト点で示す例とカナで示す例が混在し、和訓も本文右側に書入れる例と左側に書入れる例、或いは左右に複数の和訓を書入れる例も存在するなど、表記形式の多様性を確認することができた。九条本では助詞「ト」が僅数を除き朱筆のカナで記載され、それに続く形で和訓が表記されていた。また書入れられた箇所は本文右側である。足利本では助詞「ト」はヲコト点と

して記載され、和訓は僅数を除き本文右注として表記された。書陵部本と比較すると、九条本・足利本と加点年代が下るに従って、訓点本ごとにその表記形式が次第に統一されていることがわかる。

『文選』の訓読は伝統的且つ忠実に継承されている。文選読みも例外ではなく時代が下っても忠実に伝承され、その内容が後世（1590年頃）までほぼ衰退することなく受け継がれていることが、各時代の訓点本の加点内容から明らかである。しかし訓点本によって表記形式に相違点が存することも今回の調査で改めて明らかになったが、加点者自身の学習態度そのものはやはり伝統的な訓法を継承しようとする姿勢が貫かれていたのではないだろうか。それは加点者自身の解釈がほとんど表記されていない加点内容からも推察できるであろう。

ヲコト点や和訓の表記方法やその加点箇所など訓点本ごとの表記形式の相違点は、加点された時代を反映する問題とも考えられるが、今後は文選読みが行われるか否かという漢文訓読そのものに関わる大きな問題点も含め、加点された内容から明らかとなる訓読の系統問題を併せて考えることが重要な課題であると考える。

【注】

- * 1 築島（1965） p261～262。またこの中で「文選読は極く古くから生じたもので、少なくとも平安極初期の訓点本の用例が見ている」と述べている。
- * 2 『文選』のほかに『遊仙窟』などの漢籍の他、仏典にも文選読みは認められる。（築島（1965））
- * 3 図書寮本類聚名義抄には『白氏文集』『遊仙窟』を原典とする文選読みも存在する。
- * 4 書陵部本について既に原本調査を終えている「三都賦序」「蜀都賦」を調査対象とした。
- * 5 築島（1965） p280～p282
- * 6 九条本045「猗々」、072「黝靄」の右注「ト」が墨筆である。
- * 7 九条本卷第二「南都賦」冒頭欄外に「六臣註第四」という注記が存する。

【参考文献】

宇都宮睦男（1987）「文選読続貂」（『国語国文』第56巻第12号）

- 柏谷 嘉弘（2003）「文選読の意図」（『神戸女子大学文学部紀要』36巻1－13）
- 寿岳 章子（1953）「抄物の文選讀」（『国語国文』第22巻第10号）
- 築島 裕（1965、再版）『平安時代の漢文訓讀語につきての研究』（東京大学出版会）、「第三章第二節文選讀」
- 山崎 誠（1984）「文選卷二（宮内庁書陵部蔵「官見記」紙背）影印・翻刻並びに解説」（『鎌倉時代語研究』第7輯、武藏野書院）

[付記] 本稿は「訓点資料の構造化記述」研究発表会（2009年12月25日、於：国立国語研究所）で発表した内容をもとに加筆したものである。

<表1：諸本文選語彙一覧表>

書陵部本・九条本・足利本における文選語彙について、文選読みに関連する「ヲコト点」「右注」「左注」の加点内容を示した。

- （凡例）・文選読みが認められない場合印を在及び本文を空白とす。
- ・ヲコト点はカタカナ、カナ注はカタカナ、漢文注は漢字で示す。
- ・（朱）は朱筆を示す。

書陵部本

| 九条本 | | | | | | | |
|-----|-----|------|----|------------------|--------------|--------------|--------|
| 所在 | 本文 | ヲコト点 | 右注 | 左注 | 所在 | 本文 | ヲコト点 |
| 1 | 322 | 篇々 | たる | | トサカナレヲ又ケルハシキ | | |
| 2 | 361 | 糸紛 | と | マシハリ | | | |
| 3 | 361 | 躊躇 | と | サカリ | | | |
| 4 | 362 | 猶々 | と | タカウシ | | | |
| 5 | 365 | 油 | | トソ、クコト | | | |
| 6 | 367 | 萋々 | と、 | サカリ | | 044 萋々 なる | ト(朱)サカ |
| 7 | 368 | 離々 | と | フサナレル | 044 離々 れる | ト(朱)フサナ | 茂盛兒 |
| 8 | 369 | 煖々 | と | ウルハシ | 045 煖々 | トウルハシ | 茂盛兒 |
| 9 | 374 | 彪炳 | と | テリ | 050 彪炳 | ト(朱)テリ | 皆色兒 |
| 10 | 375 | 灼燐 | と | テリ | 050 灼燐 | れいり ト(朱)テ | 光彩兒 |
| 11 | | | | | 051 湯々 | ト(朱)ナカレ | 艶色也 |
| 12 | 382 | 幽藴 | と | アイ、トサリニシ | 056 幽藴 | なり ト(朱)モクサカリ | 流兒 |
| 13 | | | | | 056 羽葛 | なり ト(朱)モクサカリ | 幽藴 |
| 14 | 393 | 艳纈 | と | キヨク、アカウシ | 066 艳纈 | ト(朱)アカウシ | 赤光丹砂色也 |
| 15 | 394 | 郁蘿 | と | イクトイクト、ナカレ | 066 郁蘿 | ト(朱)サカリ | 絶纈 |
| 16 | 400 | 草昧 | と | クラウシ | 072 草昧 | ト(朱)クラウシ | 草昧 |
| 17 | 400 | 黝蕪 | と | シク、モクサカリナリ 又サガナリ | 072 黝蕪 | トモクサガナリ | 茂盛兒 |
| 18 | 401 | 灌漑 | と | トアツマリ | 073 灌漑 | ト(朱)アツマ | 黝蕪 |
| 19 | 404 | 布濩 | と | トシキノホリ | 075 布濩 | ト(朱)シケリヒシク | 繁密兒 |
| 20 | 405 | 蔓延 | と | トハヒコレリ | | | ホトコテ |
| 21 | 406 | 蔓延 | と | シナヒ | 077 蔓延 | ト(朱)シナ | |
| 22 | | | | | 077 蔓頬 | ト(朱)トフ | 花鮮好兒 |
| 23 | 411 | 油々 | と | シ | | | |
| 24 | 411 | 漠々 | と | | トシケクシテ | | |
| 25 | 414 | 隈脰 | と | | トモシヌ又サカリ | ト(朱)サカリニシテ | |
| 26 | 420 | 津潤 | と | シム、ウルヒ | 083 隅脰 | ト(朱)サカリ | 317 隅脰 |
| | | | | | 089 津潤 | ト(朱)ウル | 溝中含水也 |
| | | | | | | | 318 津潤 |

| 所在 | 本文 | ヲコ ト点 | 書陵部本 | | | 九条本 | | | 足利本 | | |
|--------|----|---------------|----------|----|-----|-----|------------|------------|----------------------|---------|----------|
| | | | 左注 | 右注 | 所在 | 本文 | ヲコ ト点 | 右注 | 左注 | 本文 | ヲコ ト点 |
| 27 421 | 轔發 | と エメリ | | | 089 | 轔發 | めり | ト(朱)エ | 栗皮開坼也 | | |
| 28 422 | 猛烈 | | トカラル | | | | | | | | |
| 29 | | | | | 095 | 杞々 | ト(朱)モクサカリ | | 319 桤杞 と モクシ | | |
| 30 428 | 蓁々 | と サカリ | | | 095 | 蓁々 | ト(朱)サカリ | | 319 素養 と サカンナリ | | |
| 31 | | | | | 110 | 顯敵 | ト(朱)ホカラカ | | | | |
| 32 450 | 顯狂 | と ヨソヘリ | | | 114 | 顯狂 | ト(朱)ヨソヘリ | | 323 鳥狂 と ヨソヘリ | | |
| 33 451 | 縛纏 | イウト | トタクハヒサイテ | | | | | | 323 境繩 と イツ | タクワヘヒサイ | |
| 34 | | | | | 118 | 叛衍 | ト(朱)ホシイマ、 | | 324 雜沓 と カサナリ | | |
| 35 455 | 叛衍 | と トホシマ、 | | | 119 | 詭諱 | ト(朱)カミスクワシ | | 324 叛衍 と カシイマ | | |
| 36 456 | 詭諱 | と カミスクワシ | | | 122 | 侈𠙴 | ト(朱)カマヒスカシ | | 324 謂譲 と カミスカシ | | |
| 37 456 | 侈𠙴 | と セカリ | | | 137 | 蒙籠 | ト(朱)オクラキ | | 324 吻咲 と セカリ | | |
| 38 460 | 侈𠙴 | と セカリ | | | 137 | 參窮 | ト(朱)ホカラカ | | 328 蒙籠 と オクラキ | | |
| 39 | | | | | 138 | 條肺 | ト(朱)トクシ | | 328 穷窮 と オカラガナル | | |
| 40 | | | | | 138 | 経幕 | ト(朱)ハ | | 328 分散 と ハレリ | | |
| 41 478 | 條肺 | と トハレリ | | | 138 | 陸離 | ト(朱)アラケ | | 328 隘離 と アラケ | | |
| 42 478 | 経幕 | | | | 139 | 紛泊 | ト(朱)トヒハシル | | 328 飛揚也又飛薄也 トヒアカル | | |
| 43 478 | 陸離 | と アラケ | | | 139 | 捕雀 | ト(朱)トクシ | | 328 淫亂也 トヒアカル | | |
| 44 479 | 紛泊 | と トヒハシル | | | 140 | 瞬暎 | ト(朱)タカサシキ | | | | |
| 45 | | | | | 142 | 蹙產 | ト(朱)クシケタル | マタ、カセ」マタカル | 329 蹊產 と タカサシキ | | |
| 46 | | | | | 142 | 蹙產 | ト(朱)トログ | | カタ、カヒナル | | |
| 47 | | | | | 151 | 驟々 | ト(朱)トログ | | | | |
| 48 | | | | | 152 | 闇々 | ト(朱)トログ | | ト、ロク | | |
| 49 495 | 闇々 | と トログ | | | | | | | ハヒコレル | | |
| 50 | | | | | | | | | スクリ | | |
| 51 498 | 阜翠 | と ラク、コエスクレ | | | | | | | 奇麗 と ヤシウシ | | |
| 52 | | | | | | | | | ケツ | | |
| 53 498 | 淑儼 | と アヤシウシ | | | | | | | 淑儼 と アヤシウシ | | |